

三夜勤手當支給即時實施要求の件

下谷支部提出

一

本要求は昨年六月二十一日逓信大臣官邸に於て逓信大臣は本會代表に對し、その實施を約したるに抱く未だ實行を見ざるは我等の甚だ遺憾とすを慮てある。

本要求は夜勤者の當然なる要求であることは茲に多くを申上する必要は認めない故に、我等は即時本案の實施せられんことを逓信當局に要求するものである。

此の意味に於て本案を提出する所以である。願くは満場一致の確認をあらんこと互望も次第である。

一人宿直手當二十銭以上給與すること

實施案
審議行方
大會終了後實行委員会あけ當局に向つて一日も早く